

B-1 バリアフリースイイレ

従来「多機能トイレ」と呼ばれていたものなど、高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なトイレを総称して「バリアフリースイイレ」と表記しています。

整備の基本的な考え方

- (1) 便房内で車いすが回転可能なスペースを有するバリアフリースイイレを設ける。
- (2) バリアフリースイイレは、車いす使用者が利用しやすい場所に設ける。
- (3) バリアフリースイイレには、介助を要する大人も使用できる大型ベッドを設けることが望ましい。
- (4) バリアフリースイイレのうち1以上は、オストメイト（人工膀胱、人工肛門造設者）用設備を有する便房とする。（一般用トイレにオストメイト用設備を設ける場合も同様とする。）
- (5) 多様な利用者の円滑な利用を促進するため、一般用トイレの機能を充実させて利用の分散化を図ることが望ましい。
- (6) トイレ内に設置された設備をトイレ出入口や便房の戸に表示する。

① 配置

→図 I-41

- ◎バリアフリースイイレを1以上設ける。なお、異性による介助に配慮し、男女別のバリアフリースイイレのみ設けることは避け、バリアフリースイイレのうち1以上は男女共用とする。
- 便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、バリアフリースイイレを設けることが望ましい。
- 便所が設けられている階のバリアフリースイイレの数は、当該階の便所の総数が200以下の場合には当該便所の総数の2%以上、当該階の便所の総数が200を超える場合には当該便所の総数の1%に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- 劇場・競技場等の観覧席・客席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが想定される施設では、複数のバリアフリースイイレを設けることが望ましい。
- 劇場・競技場等の観覧席・客席のある施設のバリアフリースイイレの位置は、車いす使用者用観覧スペースから容易に到達できることが望ましい。
- 劇場・競技場等では、車いす使用者用の観覧席・客席数の15分の1以上の割合で、バリアフリースイイレを設けることが望ましい。
- 複数のバリアフリースイイレを近傍に設ける場合には、右利き、左利きの車いす使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設けることが望ましい。

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○バリアフリースイートイレの利用集中（混雑）を軽減するため、バリアフリースイートイレの設置数を増やす方法のほか、次のように一般用トイレの機能を拡充することも望ましい。（バリアフリースイートイレを設置した上での追加的な対応とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者も使用できる広さの便所の設置（トイレの出入口から当該便所までの車いすの動線の確保をしたうえで設置） ・オストメイト用設備の備わった便所の設置 	【建築標準（便所・洗面所）】
<p>② 便所の大きさ</p> <p>◎各設備を使用でき、車いす使用者が 360 度回転できるよう、直径 150cm 以上の円が内接できるスペースを設け、かつ便所の標準内法寸法は 200cm×200cm 以上を基本とする。（ライニング等（洗面器の背後にある配管収納等）は内法寸法に含めないものとする）</p> <p>◎建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合には、内方寸法 150cm×180cm 以上（側方進入の場合）または内方寸法 130cm×200cm 以上（直進または側方進入の場合）の簡易型バリアフリースイートイレを設ける。</p> <p>○電動車いす使用者が 360 度回転できるよう、直径 180cm 以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。（床面積 2,000 m²以上の公共建築物、車いす使用者が多数利用することが想定される公共建築物ではこの大きさを標準とする。）</p>	<p>→図 I-42</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p>
<p>③ 便所への出入口</p> <p>◎便所への出入口には、段差その他の障害物がないようにする。</p> <p>◎有効幅員は 80cm 以上とする。</p> <p>○有効幅員は 90cm 以上とすることが望ましい。</p> <p>○出入口前には車いすが転回できるように 140cm×140cm 以上の空間を設けることが望ましい。</p> <p>◎出入口ドアは、非常の場合を考慮して外部から解錠できるものとする。</p> <p>◎出入口ドアは、自動式引き戸または手動式引き戸とし、その前後に高低差を設けない。</p> <p>○手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。</p> <p>○戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、電動式の戸の場合、車いす使用者が中に入りきってから操作できることが望ましい。</p> <p>○介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便所内にいる状態では便所内の照明・換気扇等が停止しない機能を有することが望ましい。</p> <p>◎自動式引き戸の場合は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、ドア開閉盤の高さは 100cm 程度とする。</p>	<p>→図 I-42</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【県規則（第 21 条第 2 項第 1 号）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【県規則第 21 条第 2 項第 2 号イ】</p> <p>【県規則第 21 条第 2 項第 2 号ロ】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○自動式引き戸の場合は、押しボタン式で、内側から閉めると自動的に施錠がされ、外側に使用中の表示がされることが望ましい。また、使用中に介助者が外へ出る場合を想定し、外から使用者が見られないようカーテンや便器の設置位置を工夫するとともに、照明が切れないよう配慮することが望ましい。</p> <p>○手動式引き戸の場合は、軽い力で操作でき、開けた後には自動的に戻らない吊り戸式とすることが望ましい。(遮蔽性を保つため、アコーディオンカーテンは避ける。)</p> <p>○手動式引き戸の場合は、戸は容易に施錠できる形式とすることが望ましい。(大きめのレバー式で便器に座ったときにも施錠が確認できるものが望ましい。)</p> <p>○手動式引き戸の握り手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものを戸の内側の左右両側に設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)の強化】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・県指針(便所)】</p>
<p>④ 便器</p>	<p>→図 I - 42</p>
<p>◎便器は、腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。</p> <p>◎車いすで便器に接近できるよう、床置き便器の前面は、フットサポートが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。</p> <p>◎便座の高さは40cm～45cm程度とする。</p> <p>○便器の位置は、正面からのアプローチを確保できるものとし、右または左からの側面移乗もできることが望ましい。</p> <p>○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設けることが望ましい。</p> <p>○便器に前向きに座ることも考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p>
<p>⑤ 手すり</p>	<p>→図 I - 42</p>
<p>◎手すりは、便器の両側に垂直、水平に設ける。</p> <p>◎取り付けは堅固とし、腐蝕しにくい材料で、握りやすいものとする。</p> <p>◎垂直手すりは、壁に固定する。やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動の邪魔にならないようにする。</p> <p>◎介助等を考慮し、水平手すりのうち片側は、跳ね上げ手すりとし、堅固に取り付ける。</p> <p>◎手すりの左右の間隔(L字型と可動式手すりの間隔)は70cm～75cmとする。</p> <p>◎水平手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ高さ(65cm～70cm)とする。</p> <p>◎手すりと取り付け壁の間は、10cm程度確保する。</p> <p>○手すりと取り付け壁の間は、便器横手洗器を設ける場合は片まひの人がもたれかかって脱衣できるようにもするため、23cm程度ある</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>と望ましい。(便器横手洗器を設置しない場合に 23cm 程度の空間があると壁と便器の間に転落する可能性があるため、23cm 程度の空間を設けるのは便器横手洗器を設ける場合に限る。)</p> <p>○L 字型手すりの縦手すり部分は、便器先端から 20cm~25cm 程度とすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑥ 便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタン等</p> <p>◎便房内には便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタンを JIS S 0026 に合わせた形状、色、配置で設置する。</p> <p>◎便器洗浄ボタンは、押しボタン式、くつべら式などの操作のしやすい形状とする。(自動感知式は、移乗時及び衣服の着脱時に誤って感知させてしまうため、なるべく採用しない。)</p> <p>○ペーパーホルダーは、手指に障害のある人(巧緻運動障害等)でも操作しやすいよう、片手で紙が切れるものを 2 つセットで配置することが望ましい。</p> <p>◎非常呼出しボタンは、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</p> <p>◎非常呼出しボタンは、点字等により視覚障害者が非常呼び出しボタンであることが認識できるものとともに、水洗スイッチ等の装置と区別できるよう形状等に配慮する。</p> <p>◎非常呼出しボタンは、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。</p> <p>○非常呼び出しボタンは、便座に腰をかけた状態に 1 か所、車いすから便座に移乗しない状態や床に転倒した状態からも利用できる位置に 1 か所の計 2 か所に設けることが望ましい。</p> <p>◎トイレの入口には、非常呼び出しの際、音と光による警報装置(警報時の案内、注意書きなどを含む。)を設ける。</p> <p>○非常呼び出しを知らせるために事務所や防災センター等に警報盤を設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-42</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑦ 小型手洗器・洗面器</p> <p>○小型手洗器を便座に腰をかけたまま使用できる位置に設けることが望ましい。</p> <p>◎車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状とする。</p> <p>◎洗面器の高さは、上端 75cm 程度とし、下部はフットレストなどが入るように 60cm 以上の空間を設ける。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</p> <p>◎水栓器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとする。</p> <p>○洗面器の蛇口は、できるだけ長いものを設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-42</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p> <p>【県規則(第 21 条第 2 項第 3 号)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○おむつ交換やオストメイトがペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、洗面器に温水が出る設備を設けることが望ましい。温水設備の設置にあっては、車いすでの接近に障害とならないよう配慮する。</p> <p>○吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置（手前縁から30cm～33cm程度）に設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑧ 汚物入れ</p> <p>◎汚物入れは、腰掛便座又は車いすに座った状態で手の届く範囲に設ける。なお、戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には設けない。</p>	<p>→図 I - 42</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・ 県指針(便所)】</p>
<p>⑨ 棚・フック等</p> <p>◎壁には、車いす使用者の利用の支障にならない位置に、手荷物を置く棚やフックなどを設ける。</p> <p>◎フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険がない形状、位置とするとともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。</p>	<p>→図 I - 42</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・ 県指針(便所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・ 県指針(便所)】</p>
<p>⑩ 表示</p> <p>◎バリアフリートイレの出入口や戸には、便房の設備、機能、利用対象者等を、文字やピクトグラム（JIS Z 8210（案内用図記号）に定められているときはこれに適合するもの）によりわかりやすく表示する。</p> <p>◎便房の戸には、施錠と連動させて使用中か否かを表示する装置を、目につきやすい位置に設ける。</p> <p>◎建物内の各所に、バリアフリートイレへの位置を表示し、誘導する。</p>	<p>→図 I - 42</p> <p>【政令第19条】 →図 I - 44</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑪ 床仕上げ</p> <p>◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○床面の材料・仕上げは、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするのが望ましい。</p> <p>○排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者にとって危険にならないよう考慮することが望ましい。</p> <p>◎床面は、高齢者や障害者などの通行の支障となる段差を設けないようにする。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑫ 大型ベッド</p> <p>○介助を要する大人が着替え、おむつ交換、排泄（自己導尿等）などができるように、バリアフリートイレには次のような大型ベッドを設けることが望ましい。（床面積 2,000 m²以上の公共建築物、大型ベッドを必要とする障害者等が多数利用することが想定される公共建築物では大型ベッドの設置を標準とする。）</p> <p>・長さ 150cm～180cm 程度、幅 60cm～80cm 程度、高さ 50cm 程度とする。</p>	<p>→図 I - 43</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

- ・車いすから大型ベッドへの移乗動作、介助者の動作、車いすを置くスペースの確保などを考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。(大型ベッド収納時に「②便房の大きさ」で望ましいとする直径180cm以上の円が内接できるスペースを確保することが望ましい。)
- ・大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとす。
- ・折りたたみ式の場合は短辺方向または長辺方向に折りたたむものとするが、たたみ忘れであっても、車いすでの出入が可能となるよう、車いすに乗ったままでもたためる構造、位置とする。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドを設けない。
- ・緊急時において、折たたみ式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように、大型ベッドの位置と出入口の位置関係に配慮する。

⑬ 鏡

→図 I-42

- 便房内に、身づくろいのための鏡を設けることが望ましい。
- 鏡は平面鏡とし、洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。(傾斜鏡の設置はしない。)

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

⑭ オストメイト用設備

→図 I-42・図 I-45

- ◎便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。なお、車いす使用者でオストメイト用設備が必要な人を考慮し、1以上はバリアフリースイール内に設ける。
- 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。
- ◎オストメイト用設備として、便房内に次の設備を設ける。
 - ・パウチや汚れた物、しびん等を洗浄するための汚物流し(洗浄ボタン・水栓を含む。)
 - ・使用済みのパウチ等を廃棄できる大きさの汚物入れ(手の届く範囲に設ける。)
 - ・ペーパーホルダー
 - ・手荷物置き台(ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さとする。)
 - ・鏡
- ◎オストメイト用設備は便器とは別に設置し、オストメイト簡易型設備(便器に水洗をつけたもの等)は、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合を除いては設けない。

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【建築標準(便所・洗面所)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

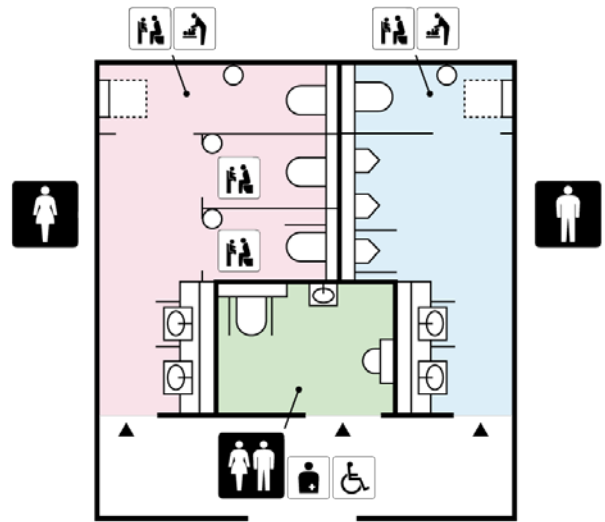
<ul style="list-style-type: none"> ○ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあるため、水栓は温水が出る混合水栓であることや、腹部等を洗浄しやすいハンドシャワー型であることが望ましい。 ○ストーマ装具の装着のための衣類の着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設けることが望ましい。 ○手を洗うための石けんを備えることが望ましい。 ○車いす使用者でないオストメイトの方が、気兼ねなくトイレを利用できるよう、一般トイレ内にも男女別もしくは男女共用でオストメイト用設備付き便房を設置することが望ましい。(一般トイレ内に設けるオストメイト用設備についても、バリアフリートイレ内に設けるオストメイト用設備と同様の設備を満たすものとする。) 	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑮ その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の障害の程度などを考慮し、暖房設備を設けることが望ましい。 ○温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ便座)を設けて、温水による洗浄も選択できることが望ましい。(温水が熱くならないようにも配慮する。) ○照明は、十分な照度を確保することが望ましい。 ○便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ※「光警報装置の設置に係るガイドライン」(「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」(平成28年9月6日付け消防予第264号))では、光警報装置は白色光とすると示されている。 ○フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。 	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I-41 トイレの配置イメージ

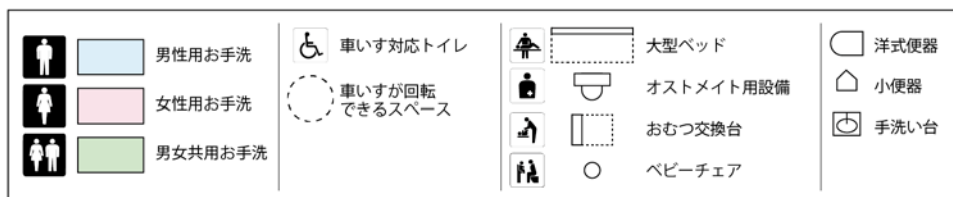
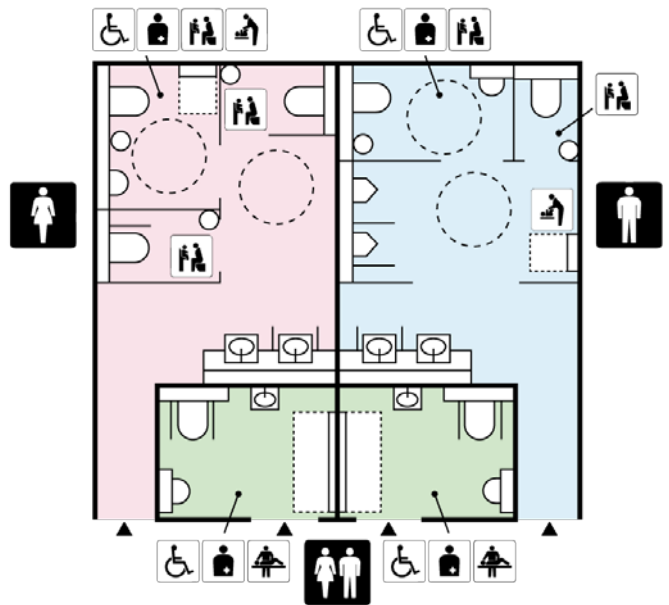
<標準の配置例>

- ・男女共用のバリアフリートイレを1以上設ける。
- ・オストメイト用設備を備えたバリアフリートイレを1以上設ける。
- ・乳幼児用設備は一般用トイレ内に男女それぞれ1以上設ける。



<望ましい配置例>

- ・複数のバリアフリートイレを設ける。
- ・バリアフリートイレには大型ベッドを設ける。
- ・一般用トイレに車いす使用者が利用できる便房を設ける場合は、車いすが回転できるスペースを設ける。
- ・一般用トイレにもオストメイト用設備を設ける。



※大型ベッドのピクトグラムは、JIS Z8210 では「介助用ベッド」という名称で掲載されています。

分散配置を考慮した個別機能を備えた便房

○オストメイト用設備を有する便房

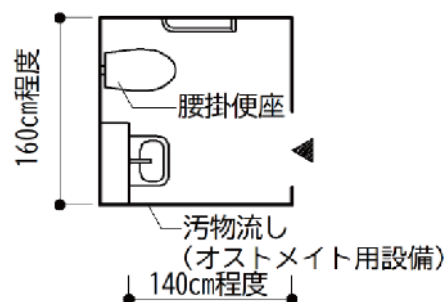
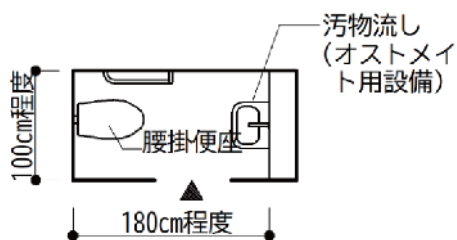
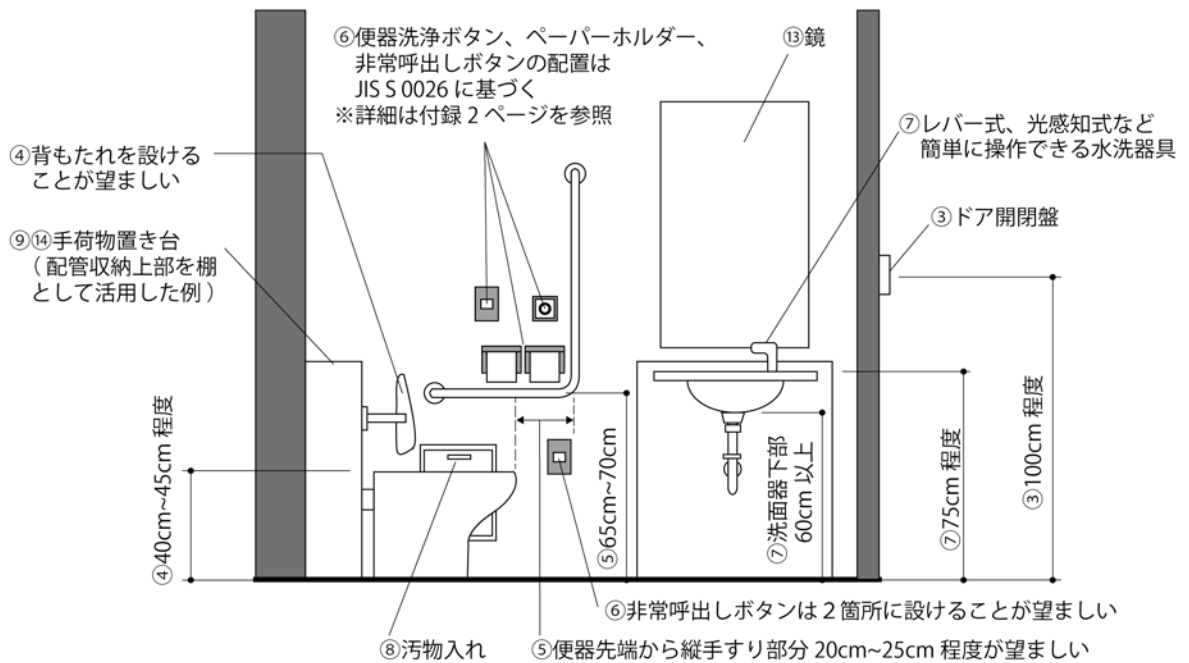
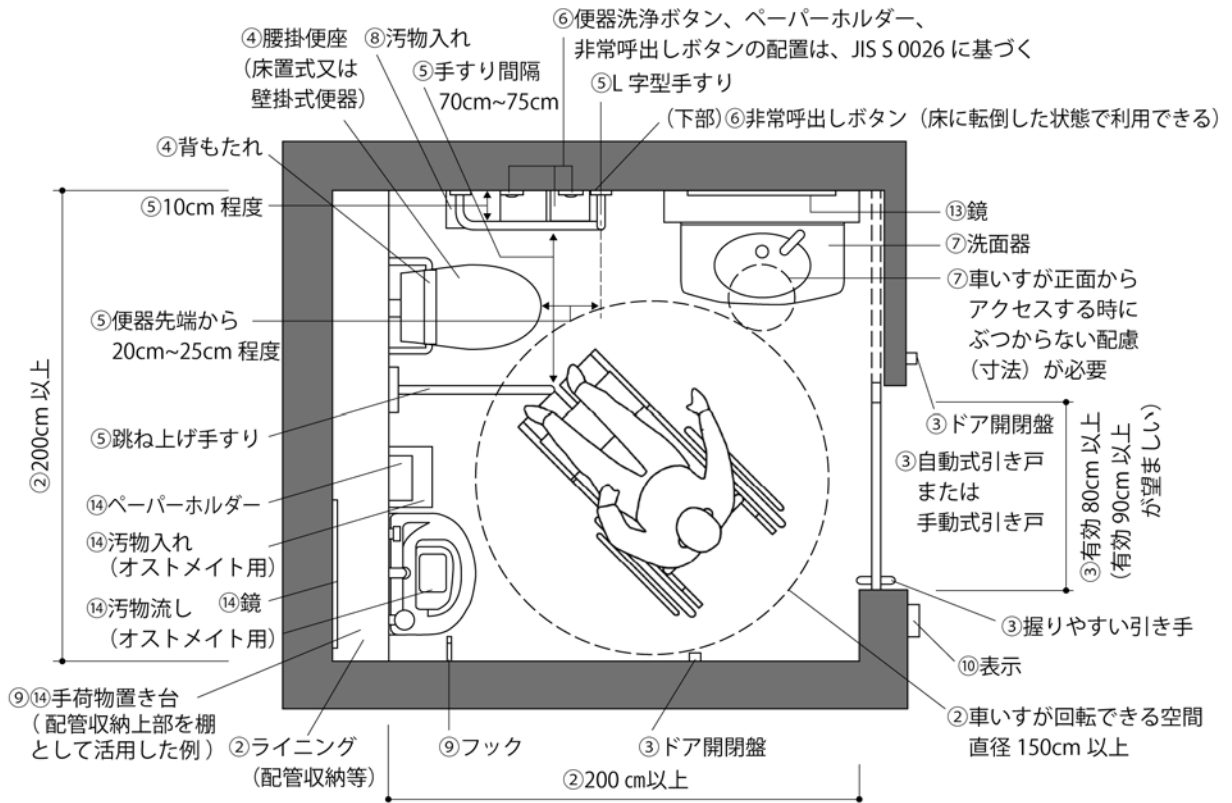


図 I-42 バリアフリースイールのイメージ

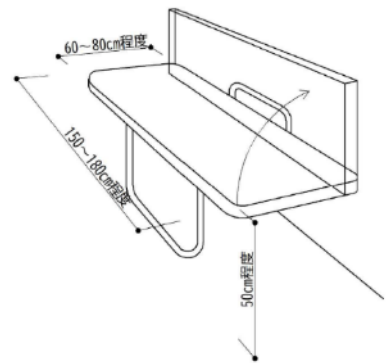
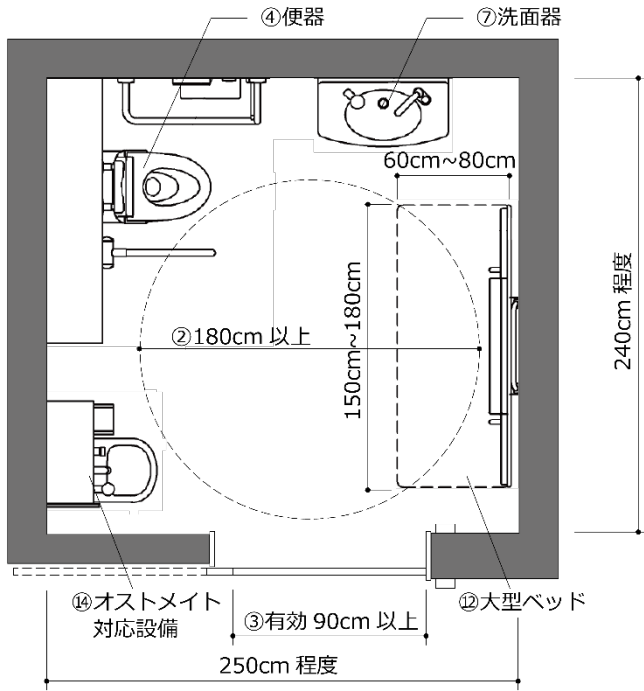


ライニング等で内法寸法に含めないもの

設備背後及び下部のライニング部もしくは箱状の設備機器、又は壁付け固定の備品 (大型ベッド、乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす等は折り畳み時) のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の 1 辺の合計値が、接する壁 1 辺の長さの 1/2 を超える場合には、当該部分の奥行きは内法寸法に含めない。ただし、ライニング等の下部で床上高さ 40cm 以上を確保し、足元スペースが有効である場合には、奥行き 20cm まで有効内法寸法に含めることができる。

図 I-43 バリアフリートイレのイメージ (大型ベッドを設置)

○大型ベッドを長辺方向に折りたたむ場合



○大型ベッドを短辺方向に折りたたむ場合

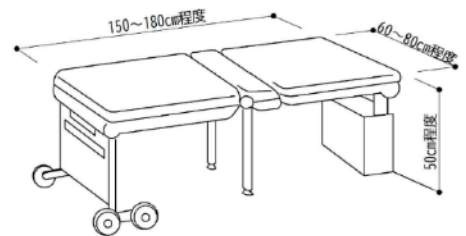
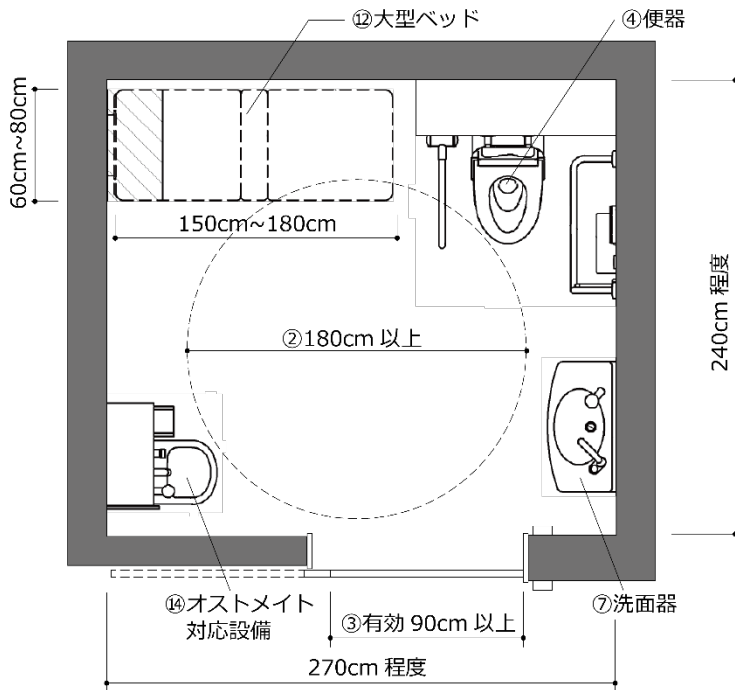
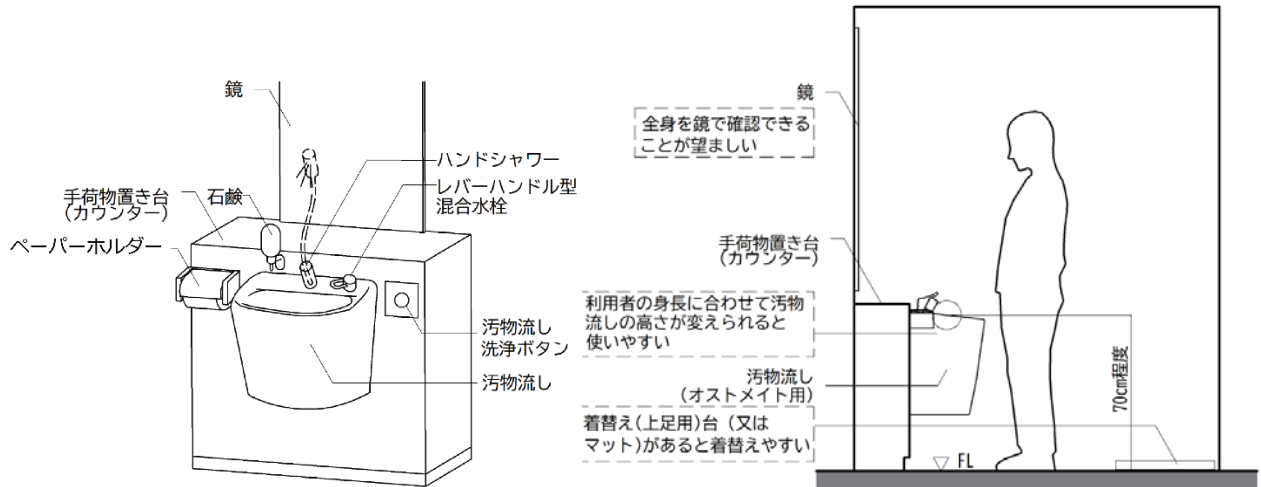


図 I - 44 トイレの設備（機能）を表すサインの例



図 I-45 オストメイト用設備のイメージ



コラム

オストメイトに配慮したトイレの設備

心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓などの機能障害がある人を内部障害者と言います。外見ではわかりにくいいため、周囲の人に理解されにくい不便、不自由を抱えています。オストメイトも、外出時に不便を感じている内部障害者です。

オストメイトとは、膀胱がん、直腸がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人のことを言います。日本には約 20 万～30 万人のオストメイトがいると言われています。

ストーマをつくると、便意や尿意を感じたり、我慢したりすることができません。そこで、オストメイトは、自分の意志とは関係なく出てきてしまう便や尿を管理するために排泄物を受けとめるための袋（パウチ）を腹部に装着しています。

パウチに溜まった排泄物は一定時間ごとに捨てなければならないため、排泄物を捨てるのに適した大きさ・形状・高さの汚物流しが必要です。

また、排泄物を捨てた後にパウチを交換する場合には、パウチを装着している周辺の腹部をきれいにしたり、使用済みパウチを洗ってから捨てるため、洗やすい水栓も必要です。

オストメイト対応のトイレが十分でないため、外出先での排泄に悩む人が多く、家に閉じこもりがちになることもあると言われています。安心して使えるトイレが増えると、オストメイトの行動範囲も広がります。



サインの例

誰もが使いやすいトイレ

バリアフリートイレは車いすに乗ったまま入ることのできる広いスペースを有するとともに、オストメイト用設備、大型ベッド、着替え台などを設置することもあります。たくさん機能を持たせることにより、利用が集中してしまうことがあります。

より多くのバリアフリートイレを設ける方法もありますが、一般用トイレのレイアウトを工夫して、バリアフリートイレにある機能の一部を一般用トイレの便房にも設ける方法もあります。(95 ページ 図 I-41 <望ましい配置例> 参照)

- 例 ・オストメイト用設備を設けた便房の設置
- ・車いす使用者が利用できる広さの便房の設置

一般用トイレにバリアフリートイレにある機能の一部を備えた便房を設ける場合には、トイレの入口や個別の便房の扉に、便房の設備、機能、利用対象者などを文字やピクトグラム (JIS Z 8210 (案内用図記号)) で表示して、その設備を必要とする人たちに分かりやすく案内することも必要です。

さらに、混雑時や清掃時などで他のトイレを利用したい場合も考慮し、当該トイレの機能とともに、他の階や場所にあるトイレの機能も示した案内をする方法もあります。

また、バリアフリートイレの入口にこのトイレを必要としている人たちがいることを啓発して、適正利用を促す方法もあります。

当該トイレの機能とともに、他の階や場所にあるトイレの機能も示した案内の例



トイレ等の適正利用を促す啓発ポスター (名古屋市作成)



B-2 一般用トイレ

整備の基本的な考え方

- (1) 高齢者や障害者などの利用のため、洋式トイレや便房内に手すりを設ける。
- (2) 乳幼児用おむつ交換台や乳幼児用いすなどの乳幼児用設備を有する便房を設ける。(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれに設ける。)
- (3) トイレ内に設置された設備をトイレ出入口や便房の戸に表示する。
- (4) バリアフリートイレに加えて、一般用トイレにもオストメイト(人工膀胱、人工肛門造設者)用設備を有する便房を設けることが望ましい。
- (5) 障害者・高齢者等への異性による介助、性的マイノリティの利用のために、男女共用の便房を設けることが望ましい。

① 出入口

○有効幅員は80cm以上とすることが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】
◎便房内に車いす使用者に配慮した設備を設置した場合には、有効幅員は80cm以上とする。	【建築標準(便所・洗面所)】
○廊下から男女別の出入口を設けた構造とすることが望ましい。	
○外開き戸の場合、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取っ手を設けることが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】
○内開き戸の場合、緊急時に戸を外せることが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】
○弱視者等の利用者に配慮し、便房の戸には、戸の開閉や使用状況を色や文字により表示することが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】
○手動式引き戸の場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】
○戸が内開き戸の場合、戸の開閉動作に支障がないよう、便器前のスペースにゆとりある広さを確保することが望ましい。	【建築標準(便所・洗面所)】

② 便器

→図 I-46

◎高齢者や足腰の弱っている人も利用しやすいよう、大便器は基本的に洋式便器とする。(和式便器の方が使いやすい利用者にも配慮するため、洋式便器と和式便器の両方を設けることは妨げないが、その場合には洋式便器を和式便器よりも多く設ける。)	
◎男子用小便器のある便所を設ける場合には、出入口の近くに両側及び前方胸の位置で寄りかかることのできるよう手すりを設けた、床置き式又は低リップ(リップ高35cm以下のものに限る)の壁掛け式の小便器を1以上設ける。	【建築標準(便所・洗面所)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>③ 手すり</p> <p>◎便房内には、高齢者や障害者などが利用しやすいよう、少なくとも1以上（洋式便器の便房と和式便器の便房がある場合には、それぞれ1以上）には垂直、水平に手すりを設ける。</p> <p>○便房内の手すりは右手側と左手側の両側に設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I - 46</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)・ 県指針(便所)】</p>
<p>④ 床仕上げ</p> <p>◎床面は、漏れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◎高齢者や障害者などの通行の支障となる段差を設けない。</p> <p>○排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように考慮することが望ましい。</p> <p>○床面の材料・仕上げは、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするが望ましい。</p>	<p>【県規則第20条(1)2】</p> <p>【県規則第20条(1)1】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑤ 表示</p> <p>◎出入口付近に男女別（または男女共用であること）、和式便器・洋式便器の区別を高齢者・障害者等に配慮した大きさや位置（近寄って見ることのできる位置）にわかりやすく表示する。</p> <p>◎便房の出入口や戸には、便房の設備、機能、利用対象者、和式便器・洋式便器の区別等を、文字やピクトグラム（JIS Z 8210（案内用図記号）に定められているときはこれに適合するもの）によりわかりやすく表示する。</p> <p>○トイレの付近には、トイレがあることを表示する標識を設けることが望ましい。</p> <p>○トイレの出入口付近に、男女別及び構造（トイレ内の便器（洋式便器・和式便器・小便器の区別も含む）や洗面所などの配置）を、視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けることが望ましい。その場合、案内板から30cm程度離れた場所に点状ブロックを敷設する。</p> <p>○触知案内板等は、床から中心までの高さを140cmから150cmとすることが望ましい。</p> <p>○便房の戸の内側に、水の流し方や便器の向き、ペーパーホルダーの位置等がわかるよう、点字（または触知案内図）と文字で表示することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(造作・機器)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【建築標準(便所・洗面所)】</p> <p>【県指針(便所)】</p>
<p>⑥ 段差</p> <p>◎トイレの出入口や便房の出入口には、段差を設けない。ただし、スロープを設ける場合はこの限りではない。</p> <p>◎スロープを設ける場合、勾配は1/12以下とする。（高低差16cm以下の場合に限り1/8以下としてきしつかえない。）</p>	<p>【県規則第20条(1)1】</p> <p>【県規則第20条(1)1イ】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑦ 便器洗浄ボタン等	<p>○便器洗浄ボタン、ペーパーホルダーは、便座に座ったまま容易に操作できるものとするのが望ましい。</p> <p>○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとするのが望ましい。</p> <p>○ボタンは手指に障害のある人（巧緻運動障害等）でも押しやすい等、操作性に配慮したものが望ましい。</p> <p>○視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一するのが望ましい。</p> <p>○多様な利用者が安心して使える便所とするため、便器洗浄装置や温水洗浄便座本体等に表示する操作系ピクトグラムは、一般社団法人日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムとすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】 →図 I-47</p>
⑧ 非常呼出しボタン	<p>○便房には、非常呼び出しボタンを設けることが望ましい。（ボタンの形状、色、配置等はB-1 バリアフリートイレの⑥便器洗浄ボタン・ペーパーホルダー・非常呼出しボタン等参照）</p>	<p>【県指針（便所）】</p>
⑨ 乳幼児用設備	<p>◎便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすの両方またはいずれか）を有する便房を1以上設ける。</p> <p>○乳幼児用いすは便座に座った状態から手が届く範囲、または便器の前方の近接した位置に設けることが望ましい。</p> <p>○手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設けることが望ましい。</p> <p>○乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。</p> <p>○乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものが望ましい。</p> <p>○乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮することが望ましい。</p> <p>○乳幼児用おむつ交換台の他に、立位姿勢でのおむつ交換や排泄前後の着脱衣のできる着がえ台を設けることが望ましい。</p> <p>○利用者の分散を図る観点から、乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）はバリアフリートイレとは別の便房に設けることが望ましい。（建築物の規模により十分なスペースを確保できない場合や既存建築物の改修で構造上やむを得ない場合は除く。）</p>	<p>→図 I-47-1</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p> <p>【建築標準（便所・洗面所）】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>○乳幼児用設備（乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いすなど）を集約した区画を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>⑩ その他</p>	
<p>○車いす使用者でないオストメイトの方が、気兼ねなくトイレを利用できるよう、一般トイレ内にも男女別もしくは男女共用でオストメイト用設備付き便房を設置することが望ましい。（一般トイレ内に設けるオストメイト用設備についても、バリアフリースペース内に設けるオストメイト用設備と同様の設備を満たすものとする。）</p> <p>（I. 公共建築物 B-1 バリアフリースペース⑭オストメイト用設備を参考）</p>	
<p>○女子用トイレ内にも、小児用小便器を設けることが望ましい。</p>	<p>【県指針(便所)】</p>
<p>○便房内や小便器の上部や横などに、手荷物を置く棚を設けることが望ましい。</p>	<p>【県指針(便所)】</p>
<p>◎荷物をかけることのできるフックを設ける。このフックは、立位者の顔面に危険のない形状、位置とする。</p>	<p>【県指針(便所)】</p>
<p>○小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフックを設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>○施設の用途や予測される利用状況などを考慮し、女子用便房の配置数を増加させるなど必要な配慮を行うことが望ましい。</p>	
<p>○照明は、十分な照度を確保することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>○発達障害等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や、音や光について可能な限り低刺激である設備機器の採用を行うことが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>○便房の近くには、介助者が待つためのベンチ等を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>○視覚・知的・発達障害者等への異性による介助、高齢者同士の異性による介助・同伴利用、性的マイノリティの利用のために、男女共用の便房を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】 →図 I - 47 - 2</p>
<p>○便所及び便房内では聴覚障害者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>
<p>※「光警報装置の設置に係るガイドライン」（「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号））では、光警報装置は白色光とすると示されている。</p>	
<p>○フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、便所内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(便所・洗面所)】</p>

図 I - 46 一般用トイレの手すりイメージ

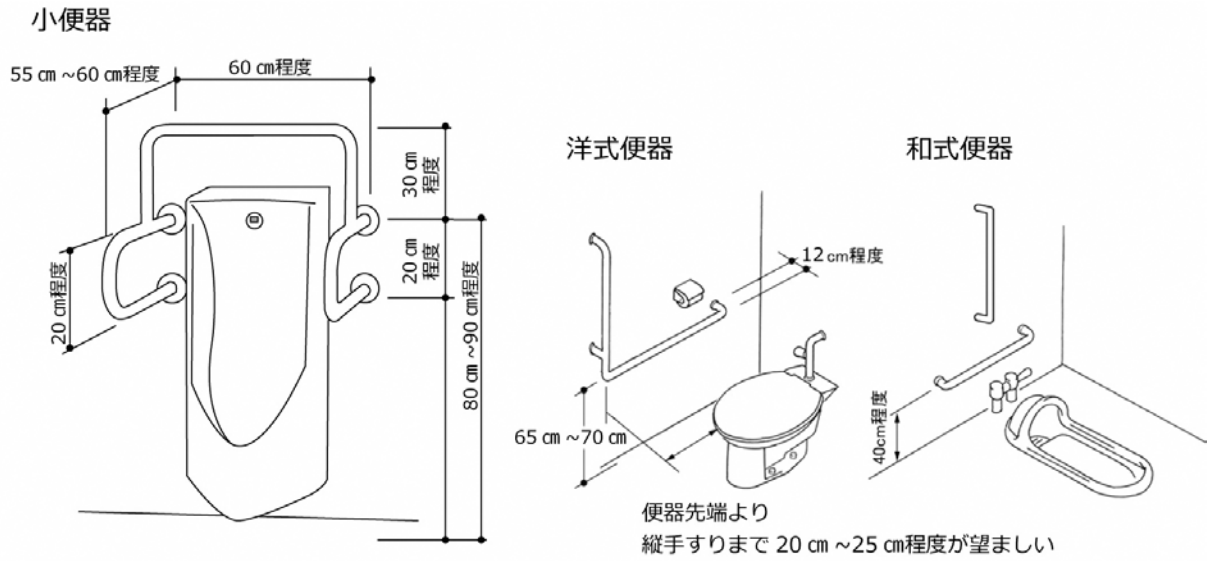


図 I - 47 操作系ピクトグラムの例

(一般社団法人 日本レストルーム工業会の策定した標準ピクトグラムより)



図 I - 47 - 1 乳幼児用設備のイメージ

<乳幼児用おむつ交換台（生後1ヶ月から2歳半程度）の例>

<乳幼児用いす（生後5ヶ月～2歳半程度）の例>

○壁・床取り付け方式

○壁取り付け方式

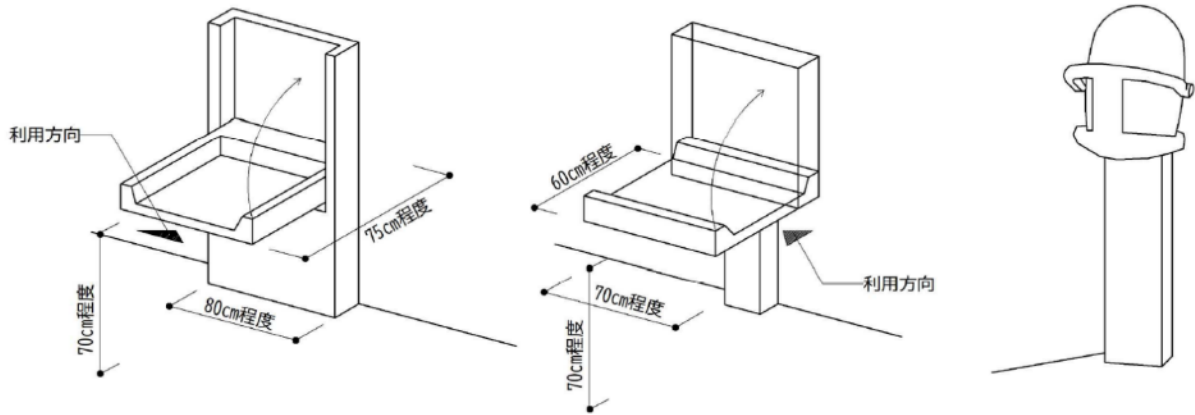
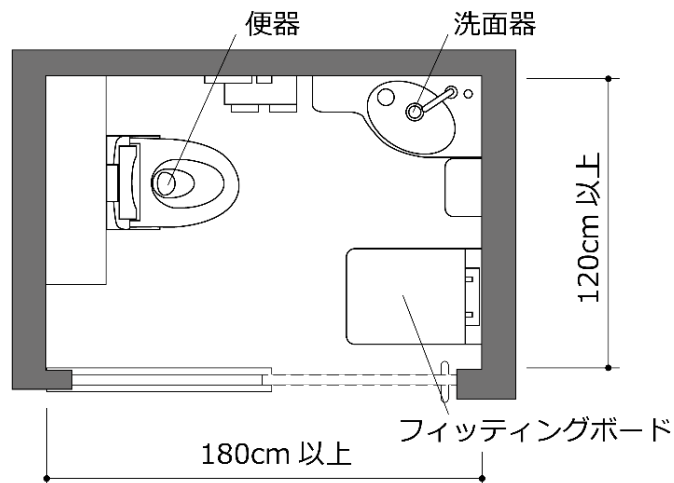


図 I - 47 - 2 介助者・同伴者が必要な場合に配慮したトイレのイメージ

車いす使用者が利用できる広さや設備はないが、介助者・同伴者が必要な場合に2人で入室することができる。



TOTO 株式会社「バリアフリーブック パブリックトイレ編（2021.08）」を参考に本市にて作成

B-3 洗面所

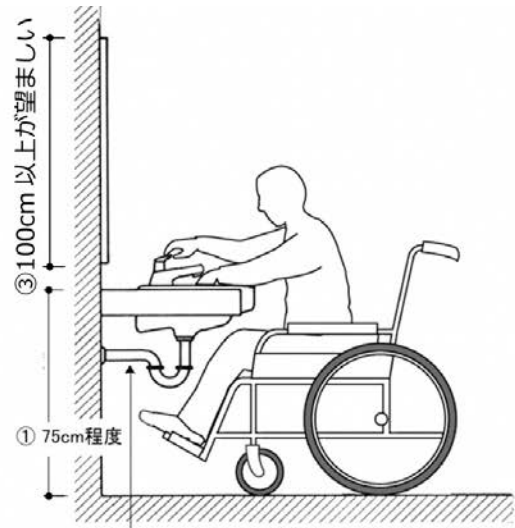
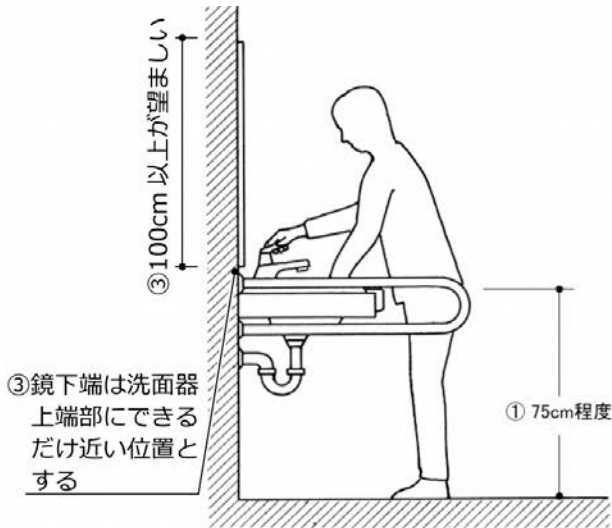
整備の基本的な考え方

- (1) 洗面所には、高齢者や障害者などの利用を配慮した洗面器を設ける。
- (2) 洗面所の洗面器のうち1か所以上は、車いす使用者に配慮したものとする。
- (3) 洗面所には、車いす使用者の方向転換に必要なスペースを確保することが望ましい。

① 洗面器	→図 I - 48
<ul style="list-style-type: none"> ◎洗面器の高さは、上端 75cm 程度とし、下部はアームレストなどが入るよう 60cm 以上の空間を設ける。 ○車いす対応洗面器の前面には、車いすで 180 度回転できるスペース（幅 140cm 程度）を確保することが望ましい。 ◎車いす対応洗面器は車いす使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ（Pトラップ）とする。 ○洗面器は、寄りかかって使用できるよう、カウンター方式か手すりを設けることが望ましい。 ○吐水口の位置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けることが望ましい。 	【県指針(便所)】 →図 I - 49 【建築標準(便所・洗面所)】 【建築標準(便所・洗面所)】
② 水洗器具	
<ul style="list-style-type: none"> ○レバー式、光感知式などの簡単に操作できるものが望ましい。 ◎水が跳ねないものを使用する。 	【県指針(便所)】
③ 鏡	→図 I - 48
<ul style="list-style-type: none"> ◎洗面所の鏡は、大型の平面鏡を使用する。 ◎傾斜鏡は設けない。 ○鏡は、車いす使用者に配慮し、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上方へ 100cm 以上の高さで設けることが望ましい。 	【建築標準(便所・洗面所)】 【建築標準(便所・洗面所)】
④ 床仕上げ	
<ul style="list-style-type: none"> ◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。 	【建築標準(便所・洗面所)】
⑤ その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者の利用を配慮した洗面器を設ける場合は、バリアフリートイレに設置する洗面器に準じた取扱とすることが望ましい。 ○設置台数が多い場合は子どもの利用を考慮して、上端 55cm 程度、奥行き 45cm 以内、端部から吐水口まで 30cm 以内の洗面器も設けることが望ましい。 ○床面の材料・仕上げは、転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするが望ましい。 	【建築標準(便所・洗面所)】 【建築標準(便所・洗面所)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

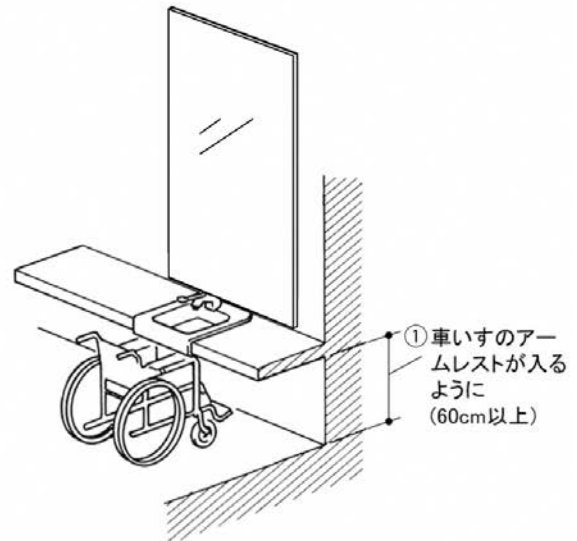
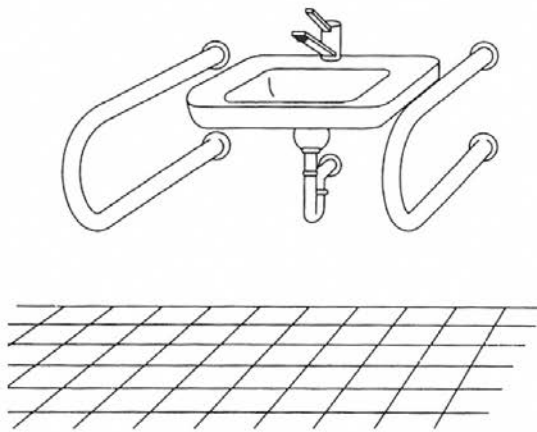
図 I - 48 洗面所のイメージ (断面図)



横引きタイプ (Pトラップ)

トラップ (排水管を逆流してくる臭気を遮断するため、洗面器の下部で管を曲げ、水を溜めた部分) のタイプのうちの1つ。
管を床に下ろさず壁に引いたタイプ。

図 I - 49 手すりの施工イメージ



B-4 浴室（個室用）

整備の基本的な考え方

- (1) 浴室は、高齢者や障害者などにとって転倒など危険の大きな場所である。そのため、障害の種類、程度、介助の有無及び対象となる建築物の用途を考慮して設計する。
- (2) 脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が、円滑に行えるよう配慮する。

<p>① 出入口</p> <p>◎出入口の戸は、自動式引き戸または手動式引き戸などの車いす使用者が容易に開閉して通行しやすい構造とし、かつ、その前後に高低差を設けない。開口部の有効幅員は80cm以上とする。</p> <p>○開口部の有効幅員は90cm以上とすることが望ましい。</p> <p>◎出入口には段差を設けない。やむを得ず設ける場合には、2cm以下とし面取りをする。</p> <p>○扉等にガラスを使用する場合、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いることが望ましい。</p> <p>○出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm×140cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-50</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【県規則第27条第4号ロ】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>② スペース</p> <p>◎脱衣室や洗い場は、車いすで回転できるスペースを確保する。</p>	<p>→図 I-50</p>
<p>③ 脱衣室と洗い場の関係</p> <p>◎脱衣室床面と洗い場床面とは、段差を解消し、ほぼ同一レベル（水切りなどは必要）とする。</p> <p>○洗い場から脱衣室にお湯が流れ出ないように、脱衣室きわに排水溝を設けることが望ましい。</p>	<p>→図 I-50</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>④ 浴槽と洗い場の関係</p> <p>◎浴槽のエプロンの高さは、洗い場から40cm～45cm程度とし、浴槽への出入りのためにいったん腰をのせることのできる同一レベルのスペースを設ける。</p> <p>○車いす使用者が主として利用する浴室は、洗い場、浴槽への動作が円滑に行えるよう、洗い場との間にエプロンを設ける場合の高さを5cm程度にとどめることが望ましい。</p>	<p>→図 I-50・図 I-51</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑤ 手すり</p> <p>◎浴槽、洗い場の周囲に、手すりを設ける。</p>	<p>→図 I-50</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<ul style="list-style-type: none"> ○手すりは、水平・垂直の両用タイプのものとし、特に洗い場、浴槽間の移動の動作を考慮して、垂直タイプの手すりを設けることが望ましい。 ○浴槽への移乗台付近には、出入りのための手すりを設けることが望ましい。 ○脱衣室、洗い場間の移動の動作を考慮して、脱衣室、洗い場の仕切の付近に、それぞれ垂直の手すりを設けることが望ましい。 ○手すりと取付壁との間は、10cm程度あることが望ましい。 	<p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p>
<p>⑥ 床仕上げ</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。 ○転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げることが望ましい。 ○浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにすることが望ましい。 	<p>【県規則第 27 条第 2 号】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑦ 水洗金具</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○レバー式など、簡単に操作できるものとするが望ましい。 ○混合水栓は、サーモスタット（自動温度調節器）付を設ける等、湯水の混合操作が容易なものとするが望ましい。 ◎給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、蛇口はやけど防止の配慮のためダイヤル等で温度調整のできる装置を設ける。 ○シャワー、蛇口は、座ったままで届く範囲に設け、シャワーヘッド掛けを使いやすい位置に上下 2 か所設けることが望ましい。（スライド型シャワー、手元スイッチシャワーの設置が望ましい。） ○湯・水の区別と操作がわかりやすいよう、点字による表示、色分けの配慮等を行うことが望ましい。 ○サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。 ○シャワーホースの長さは 150cm 以上とすることが望ましい。 	<p>→図 I - 50</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑧ 浴槽</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○浴槽は、和洋折衷を標準とし、深さは、50cm程度とすることが望ましい。 ○浴槽は、体を傷つけない材料で仕上げ、床面には滑り止め加工がなされていることが望ましい。 ○浴槽のまわりに、2 方向以上から介助できるスペースをとることが望ましい。 	<p>→図 I - 50</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

⑨ 非常呼出しボタン

- 浴槽からも手の届く位置に、非常呼び出しボタンなどを設けることが望ましい。
- 非常の呼び出しボタンは、他のボタンと区別ができるよう、形状等に配慮することが望ましい。

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

【県指針(浴室等)】

⑩ その他

→図 I - 52

- ◎①～⑧の措置が講じられない場合は、仮設のスロープや入浴用のバスター、バスボードなどの便を図る。

※車いす使用者が主として利用する施設について

- 脱衣室床面や洗い場床面が、床上 40cm～45cm 程度の高さとなるよう設けるとが望ましい。(I. 公共建築物 B-5 浴室(共同用)の図参考)
- 洗い場、浴槽への動作が円滑に行えるよう、浴槽のエプロンの高さを 5cm 程度にとどめることが望ましい。(I. 公共建築物 B-5 浴室(共同用)の図参考)
- 暖房装置を設けることが望ましい。
- 特に、重度の身体機能障害のある者が利用する施設は、入浴介助用リフターなどを設けることが望ましい。
- 排水栓や蛇口は、浴槽外からも使用しやすい位置に設けることが望ましい。
- 浴室内に、手すり付で腰掛け式の床置き式便器をあわせて設けることが望ましい。
- 洗い場の下部に車いすのフットレストが入る空間を設けることが望ましい。

【県指針(浴室等)】

→図 I - 53

【県指針(浴室等)】

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 50 浴室参考図

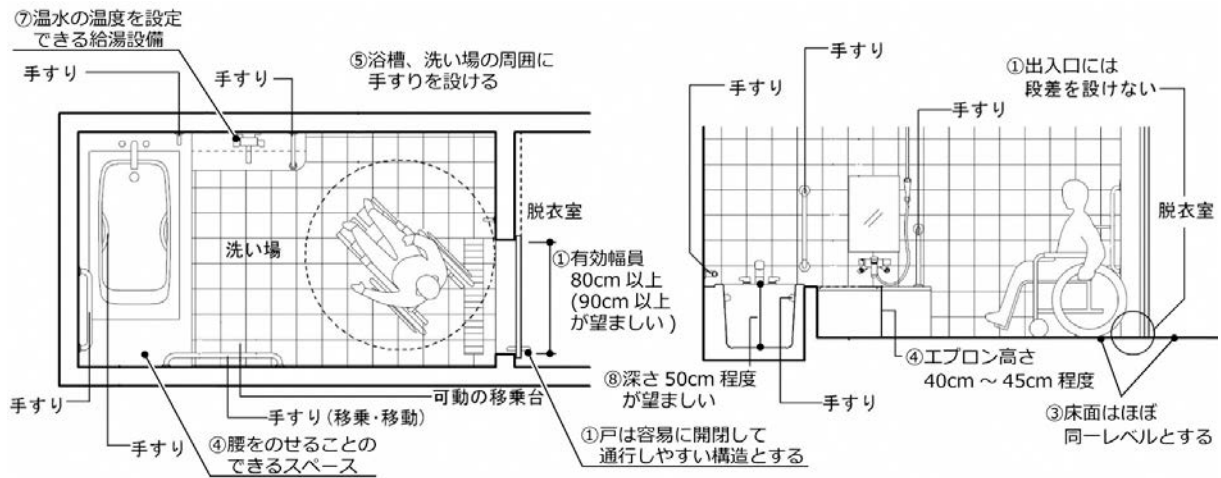


図 I - 51 浴室の設置イメージ

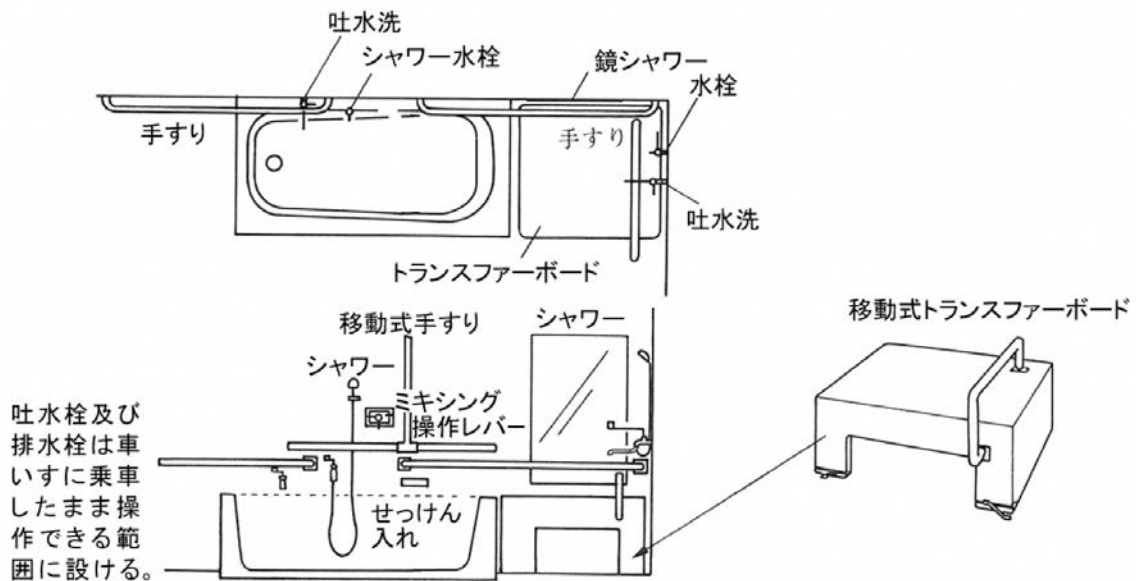
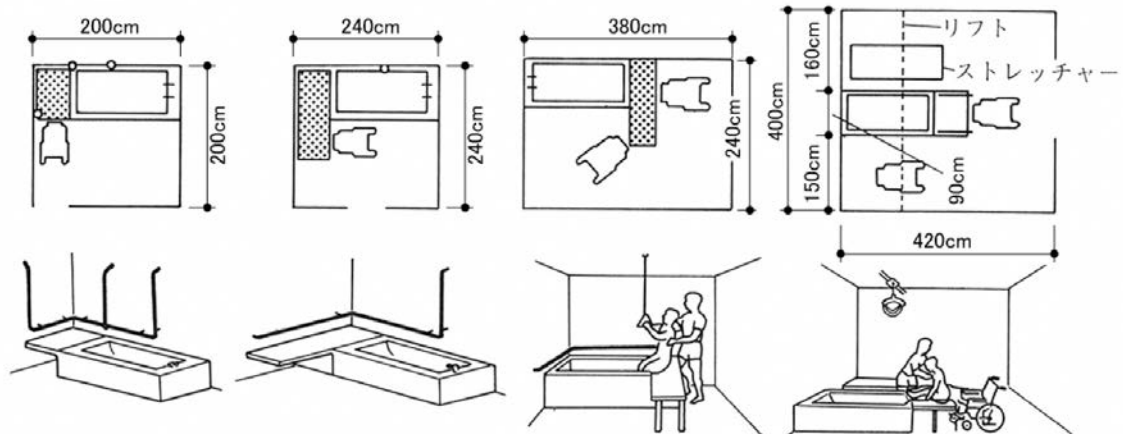


図 I - 52 その他の設備

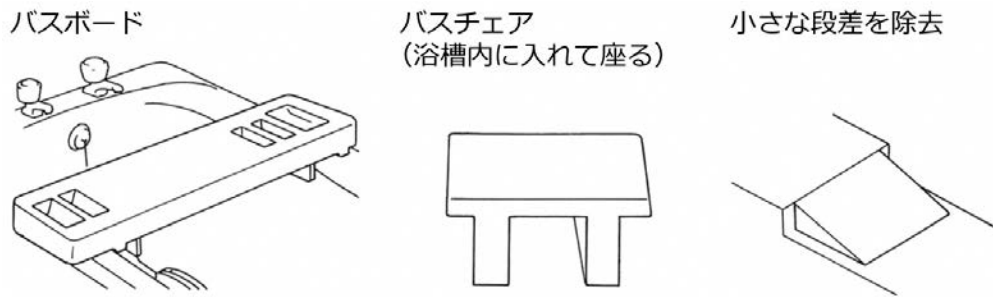
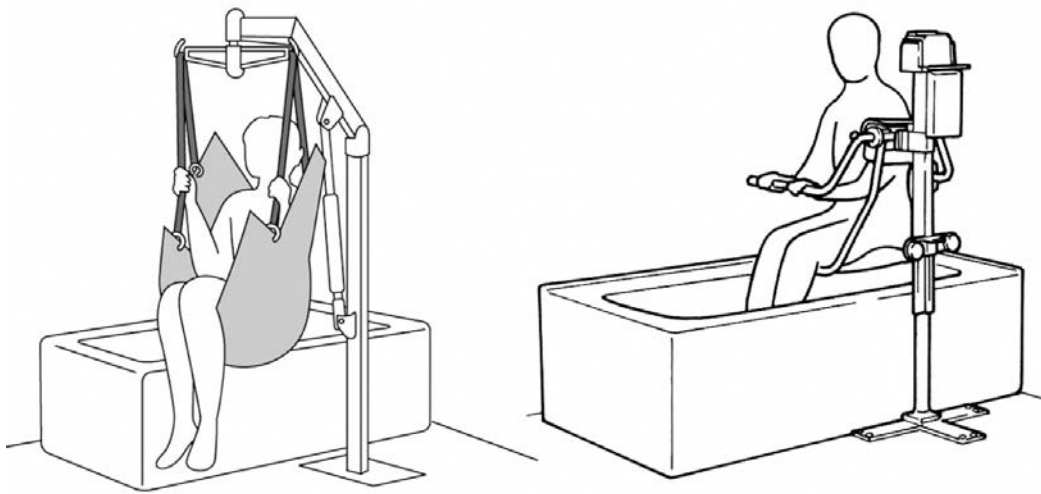


図 I - 53 入浴用リフトのイメージ



B-5 浴室（共同用）

整備の基本的な考え方

- (1) 浴室は、高齢者や障害者などにとって、転倒などの危険の大きな場所である。そのため、障害の種類、程度、介助の有無及び対象となる建築物の用途を考慮して設計する。
- (2) 多様な障害者などが利用する浴室では、洗い場の形状、手すり、水栓金具などについて、その利用にあわせて必要な設備を設ける。
- (3) 脱衣室、洗い場、浴槽への一連の動作が円滑に行えるよう配慮する。

① 出入口

◎出入口の戸は、引き戸などの容易に開閉して通行しやすい構造とし、開口部の有効幅員は80cm以上とする。

【県規則第27条第4号イ】

○開口部の有効幅員は90cm以上とすることが望ましい。

【県指針(浴室等)】

◎出入口には、段差を設けない。やむを得ず設ける場合には、2cm以下とし面取りをする。

【県規則第27条第4号ロ】

○扉等にガラスを使用する場合、転倒等による事故防止を考慮し、安全ガラスを用いることが望ましい。

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

○出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm×140cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

② スペース

◎脱衣室や洗い場は、車いすで回転できるスペースを確保する。

③ 脱衣室と洗い場の関係

→図 I-54

◎車いす使用者の利用する洗い場は、床上40cm～45cm程度の高さとし、車いす使用者が移動できる水平面を確保する。

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

○洗い場から脱衣室にお湯が流れ出ないように、脱衣室きわに排水溝を設けることが望ましい。

④ 浴槽と洗い場の関係

→図 I-54

◎浴槽のエプロンの高さは、洗い場から40cm～45cm程度とする。

【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】

○主として、車いす使用者の利用するエプロンの洗い場との間の高さは、5cm程度とすることが望ましい。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

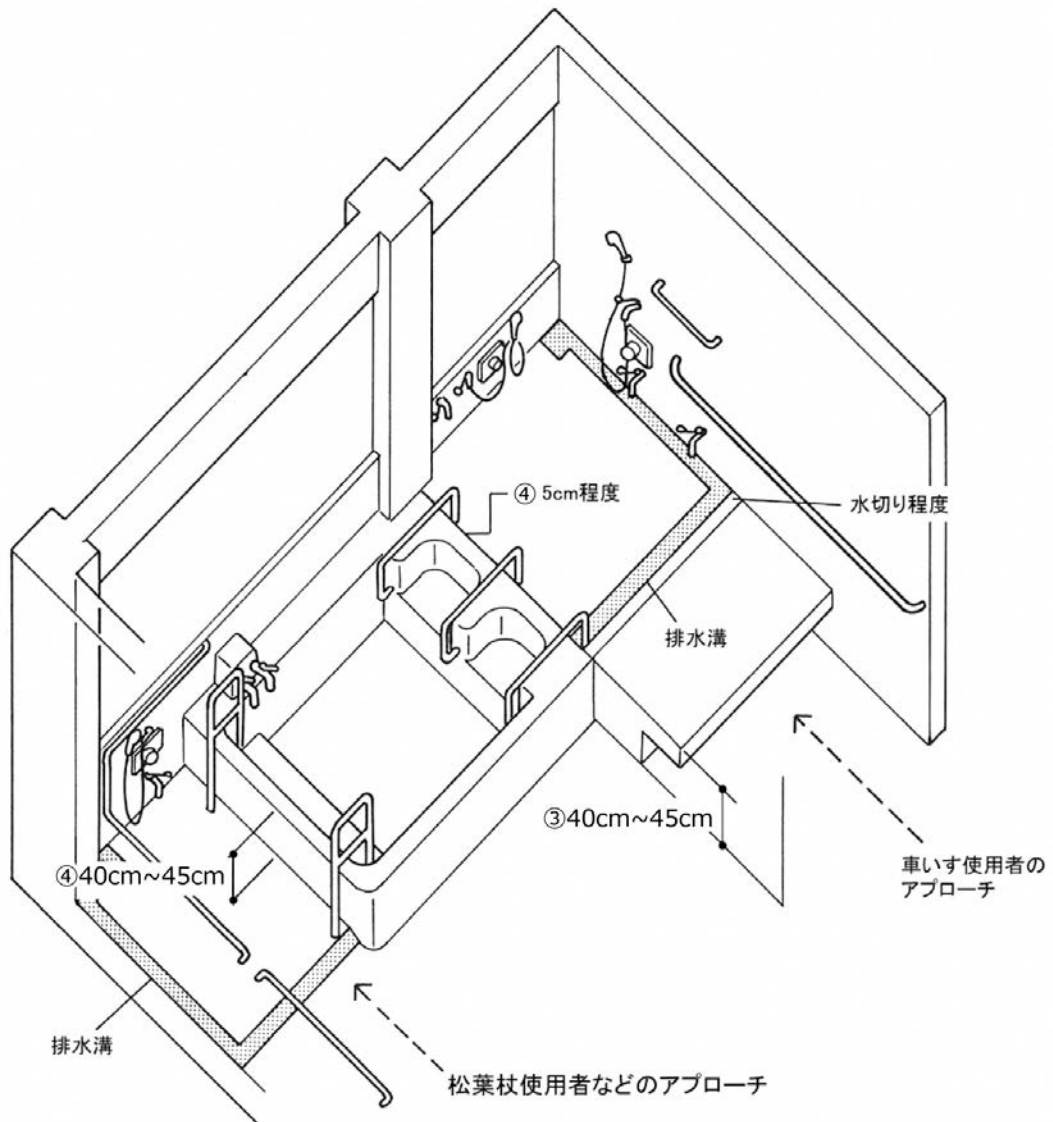
<p>⑤ 手すり</p> <p>◎浴槽、洗い場の周囲に、手すりを設ける。</p> <p>◎手すりは、水平・垂直の両用タイプのものとし、特に洗い場、浴槽間の移動の動作を考慮して、垂直タイプの手すりを設ける。</p> <p>○脱衣室、洗い場間の移動の動作を考慮して、脱衣室、洗い場の仕切の付近に、それぞれ垂直の手すりを設けることが望ましい。</p> <p>○手すりと取付壁との間は、10cm程度あることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p>
<p>⑥ 床仕上げ</p> <p>◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げることが望ましい。</p>	<p>【県規則第27条第2号】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑦ 水洗器具</p> <p>○レバー式など、簡単に操作できるものとするのが望ましい。</p> <p>○混合水栓は、サーモスタット（自動温度調節器）付を設ける等、湯水の混合操作が容易なものとするのが望ましい。</p> <p>◎給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、蛇口はダイヤル等で温度調整のできる装置を設ける。</p> <p>○シャワー、蛇口は、座ったままで届く範囲に設け、シャワーヘッド掛けを使いやすい位置に上下2か所設けることが望ましい。（スライド型シャワー、手元スイッチシャワーの設置が望ましい。）</p> <p>○湯・水の区別と操作がわかりやすいように、点字による表示、色分けの配慮等を行うことが望ましい。</p> <p>○サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。</p> <p>○シャワーホースの長さは150cm以上とするのが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑧ 浴槽</p> <p>○深さは、50cm程度とするのが望ましい。</p> <p>○浴槽の床面には、滑り止め加工がなされていることが望ましい。</p> <p>○浴槽のまわりに、2方向以上から介助できるスペースをとることが望ましい。</p>	<p>→図 I-54</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑨ 非常呼出しボタン</p> <p>○浴槽からも手の届く位置に、非常呼び出しボタンなどを設けることが望ましい。</p> <p>○非常の呼び出しボタンは他のボタンと区別ができるよう形状等に配慮することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>⑩ 表示</p>	<p>○脱衣カゴの位置を示す番号等は、点字表示を行うとともに、周囲との明度差を大きくし、浮き出し文字などで触知できるようにすることが望ましい。</p>	<p>【県指針(浴室等)】</p>
<p>⑪ 洗面器・鏡</p>	<p>○複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>○洗面器の下部には車いす使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。</p> <p>○洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm程度）とすることが望ましい。</p> <p>○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。（傾斜鏡の設置はしない。）</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑫ その他</p>	<p>○公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの車いす使用者も利用できる浴室を1以上設けることが望ましい。</p> <p>○公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に、車いす使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けることが望ましい。</p> <p>○不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児用おむつ交換台を設けることが望ましい。</p> <p>◎①～⑪の措置が講じられない場合は、仮設のスロープや入浴用のバスタチェア、バスボードなどの便を図る。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 54 共同用浴室の設置イメージ



B-6 シャワー室・更衣室

整備の基本的な考え方

- (1) 社会福祉施設、病院、体育施設などにおいて、障害者の利用が多い場合には、車いす利用者に配慮されたシャワーブースや更衣室を設ける。
- (2) シャワー対応型の車いすを併せて用意することが望ましい。

全項目 → 図 I-55

① 主出入口	
<p>◎シャワー室、更衣室への主出入口の有効幅員は、85cm以上とする。</p> <p>○シャワー室、更衣室への主出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。</p> <p>◎出入口の戸は、自動式引き戸または手動式引き戸などの車いす使用者が容易に開閉して通行しやすい構造とし、かつ、その前後に高低差を設けない。</p> <p>○出入口前後には、車いす使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm×140cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)の強化】 【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)・県規則第27条第4号】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
② 段差の解消	
<p>◎主出入口からシャワーブースや更衣ブースにいたる通路、出入口は、段差その他の障害物がないよう配慮する。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
③ スペース	
<p>◎シャワーブースや更衣ブースは、車いすで回転できるスペースを確保する。</p>	
④ 手すり	
<p>◎ブース内の周囲には、手すりを適切に設ける。</p> <p>○手すりは、水平及び垂直に取り付けることが望ましい。</p>	<p>【県規則第27条第1号】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
⑤ 床仕上げ	
<p>◎床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p> <p>○転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げることが望ましい。</p>	<p>【県規則第27条第2号】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
⑥ 更衣ブース内での配慮	
<p>○ブースの出入口はカーテンとすることが望ましい。</p> <p>◎ブース内に、車いすから移動して利用できる脱衣ベンチを置く。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>◎脱衣ベンチの高さは、車いすの座面高さ（40cm～45cm）と同程度とする。</p> <p>○脱衣ベンチは寝そべて脱衣することを考慮し、幅 180cm 程度以上、奥行き 60cm 程度以上、高さ 40cm～45cm 程度とする。</p> <p>○必要に応じ、脱衣ベンチの上部にぶら下がり用つり輪を設けることが望ましい。</p> <p>◎脱衣ロッカーは、車いすでも利用できる高さに取り付け、下部は車いすのフットレストが入るようスペースを確保する。</p> <p>◎脱衣ロッカーは、補装具（義手・義足など）を入れるため、大きめのものを設ける。</p> <p>○収納棚は車いすでの使用に適する高さ及び位置として、下端 30cm 程度、上端 120cm 程度、奥行き 60cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>○ロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から 120cm 程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとすることが望ましい。</p> <p>○利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避けることが望ましい。</p> <p>○脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとすることが望ましい。</p> <p>○脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとすることが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑦ シャワーブース内での配慮</p>	
<p>○ブースの出入口は、カーテンとすることが望ましい。</p> <p>◎ブース内に濡れてもよいいすを常備する。</p> <p>○水栓金具は、レバー式など簡単に操作できるものとすることが望ましい。</p> <p>○混合水栓は、サーモスタット（自動温度調節器）付を設ける等、湯水の混合操作が容易なものとすることが望ましい。</p> <p>◎給湯設備は温水の温度を設定できるものとし、蛇口はダイヤル等で温度調整のできる装置を設ける。</p> <p>○湯・水の区別と操作がわかりやすいように、点字による表示、色分けによる配慮等を行うことが望ましい。</p> <p>○サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつけることが望ましい。</p> <p>○シャワーホースの長さは 150cm 以上とすることが望ましい。</p>	<p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【県指針(浴室等)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p> <p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

<p>⑧ 表示</p>	<p>○ロッカーの番号は、点字による表示を行うとともに、周囲との明度差を大きくし、浮き出し文字などで触知できるようにすることが望ましい。</p>	<p>【県指針(浴室等)】</p>
<p>⑨ 非常呼出しボタン</p>	<p>○非常呼び出しボタンなどを適切な位置に設けることが望ましい。 ○非常呼び出しボタンは他のボタンと区別できるよう形状等に配慮することが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【県指針(浴室等)】</p>
<p>⑩ 洗面器・鏡</p>	<p>○洗面器の水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとするのが望ましい。 ○複数の洗面器を設ける場合、1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとするのが望ましい。 ○洗面器の下部には車いす使用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。 ○洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置(洗面器の手前縁から30cm程度)とするのが望ましい。 ○鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。</p>	<p>【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>
<p>⑪ その他</p>	<p>○障害者の利用が多い施設ではシャワー用の車いすを用意することが望ましい。 ○介助者が異性の場合を考慮し、男女が共用できる位置に、シャワー室を1以上設けることが望ましい。 ○不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室には、1以上(男女の別があるときはそれぞれ1以上)の乳幼児用おむつ交換台を設けることが望ましい。</p>	<p>【県指針(浴室等)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】 【建築標準(浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室)】</p>

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I-55 シャワー室・更衣室の設置イメージ

